

チャート 1

配偶者

点検 1

あなたの配偶者(内縁関係※1【確認 1】を含む)は、あなたと「同居」し、「家計」も一緒※2【確認 2】ですか？

※1 内縁関係者の場合は、住民票と戸籍謄本をご提出頂き、生計維持関係や親族関係を確認させていただきます。
 ※2 被保険者が業務命令による単身赴任(単身赴任手当の受給者)の法律婚の配偶者は「YES」にお進み下さい。

⇩ Yes

注) 内縁関係者は原則として同一世帯にあることを前提としています。
 同一世帯にない場合は理由をお伺いしたうえで認定の可否を判断します。

⇩ No

点検 2

あなたの配偶者には、何らかの収入【確認 3】がありますか？

あなたは配偶者に対して、毎月定期的に仕送り(送金)【確認 4】をしていますか？

No

⇩ Yes

No

⇩ Yes

点検 3

あなたの配偶者の年収総額(非課税所得も含む)は、130万円(概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円)未満ですか？

あなたの配偶者の年収総額(非課税所得も含む)は、130万円(概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては180万円)未満ですか？

Yes⇩

No⇩

No⇩

⇩ Yes

点検 4

配偶者の年収は、あなたの年収の2分の1未満となっていますか？

被扶養者の要件を満たしていません。他の健康保険への加入手続きをして下さい。

あなたは、配偶者の年収総額を上回る額を送金していますか？

Yes⇩

⇩ Yes

点検 5

当健康保険組合において審査をしますので、被扶養者届と各種事実確認の書類を届出てください。

【確認 1】 被保険者の配偶者が事実婚関係(準婚関係)にある場合には、内縁関係であることを確認するために、国の通達に基づき住民票ならびに戸籍謄本で事実確認を行います。

【確認 2】 民法 752 条(同居、協力及び扶助の義務)では、「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」とされており、内縁関係が成立するには、同居や生計の同一といった実態が必要となるため、原則的には同一世帯であることを要します。内縁関係で別居されている場合には認定できない場合もあります。

【確認 3】 配偶者については、パートタイマーやアルバイト、副業での就労の有無や、あるいは事業収入、資産運用収入などの有無を確認します。

【確認 4】 送金について、別居している配偶者を被扶養者として申請する場合、「被保険者により生計が維持されている」とみなされる条件を満たす必要があります。また、別居後も被保険者からの送金により生計が維持されていることを証明する必要があります(単身赴任による別居を除く)。

なお、送金は被保険者から認定対象者の口座に送金を毎月行なわなければなりません。

少なくとも別居後 6 ヶ月間の送金を証明する書類を添付のうえ申請してください。扶養調査にて「銀行振り込み控え」、「預金通帳等の写し」、「現金書留の控え(写しを含む)」のいずれかを提出していただき、送金の確認をいたします。送金額については、健保組合にお問い合わせください。